

6月30日は 「犯罪被害を考える日」

日常に突然降りかかる犯罪被害
みんなで犯罪被害について考え、
犯罪被害者等を理解し、支える社会をめざします



(手記の掲載ページ)

二人姉妹のたった一人の最愛の姉が、2016年10月21日に、交通事故で命を奪われました。「行って来ます」といつものように笑顔で出掛けた姉が、出発から1時間も経たない午前8時57分に、協和の国道46号線で事故に遭いました。姉が乗る車を運転していた加害者が、緩やかなカーブが終わり直線にさしかかった際、対向車線に進入してそのまま逆走し、対向車線を走行してきた大型トラックと正面衝突したのです。
(中略)

葬儀を終え帰宅すると、冷蔵庫に姉が作った料理が入っていました。両親と、「もう二度と食べられないから。」と嘔みしめて食べました。涙が溢れました。

(中略)
加害者は、どのように自分が犯した罪と向き合い、この先どのように生きていくのかは、私にはわかりません。姉のたった一度さりの人生を奪った事、私達家族の人生を一変させた事を、一生忘れないでください。

(中略)
姉の誕生日や命日には、姉の友人から連絡をもらったり、姉の友人が帰省した際には姉のお墓参りに行ってくれます。こうして、姉が亡くなった後も、私達の心の中で姉は生き続けています。哀しみと苦しみを抱えながら、生きたかった姉の分も、心の中の姉と共に歩んでいきます。

『犯罪被害者等の手記』 第5集 藤村恵子さん「心の中の姉と共に」から抜粋

■犯罪被害者週間標語

“わたしにも できる支援が ここにある”

《作品コンセプト》

この標語は、犯罪被害者への支援を「特別な誰かの仕事」ではなく、「自分にもできること」として捉えてもらうためのメッセージです。犯罪被害者の心の痛みを理解し、自分にできることから始めようとする人を励まし、そして、私たち一人ひとりの行動が、やさしくあたたかい社会を形づくる力になることを教えてください。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョッとちゃん」

お問い合わせ

秋田県生活環境部 県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全チーム
☎018-860-1522

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

秋田県犯罪被害者等支援条例では 6月30日を「犯罪被害を考える日」と定めています

秋田県犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等が、平穏な生活を早く取り戻すことができるよう、支援の目的や理念を県民が共有し、地域全体で支えていくことをめざしています

県民のつとめ

犯罪被害者等のおかれている状況を理解し、名誉や生活を傷つけないこと

犯罪被害にあうということ

本人や家族、遺族は、身体的にも精神的にも苦しみを受けます

犯罪そのものによる心身の苦しみだけでなく、その後も犯罪によって受けた傷と向き合うこととなります

興味本位のうわさや誤解による中傷、過度の報道などによって平穏な日常がうばわれることもあります

わたしたちにできること

被害者本人やその家族、遺族のために何ができるのか
家族や友だちが被害にあったらどう向き合えばいいのか

～わたしたち一人ひとりが 犯罪被害者等を思いやり
その声に耳をかたむけ 考えることが大切です～

※犯罪被害者等とは

犯罪などにより被害を受けた人やその家族・遺族をいいます

秋田被害者支援センター（☎0120-62-8010）

秋田県県民生活課（☎018-860-1522）

のほか、各警察署、各地域振興局や各市町村で、
犯罪被害者等の相談を受け付けています。

「ほっとハートあきた」では、性暴力の被害に関する相談を受け付けています。

（☎『#8891』ただしNTTひかり電話からは☎『0120-8891-77』）



©2015 秋田県んだっチ

